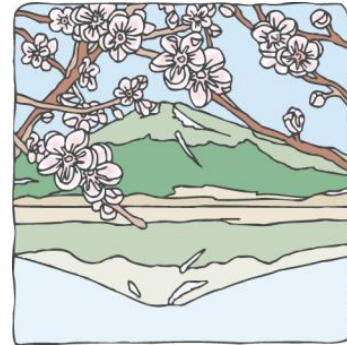


D プロニュース

ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 5F
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483
e-mail：info@d-produce.com
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>



未払い残業代をめぐる裁判例と 未払い残業の現状

◆裁量労働制と未払い残業代

コンピューター会社でSEとして働いていた男性が、裁量労働制を適用されていたものの、実際には裁量外の労働を行っていたとして、勤務していた会社に対して未払い残業代など(約1,600万円)を求め、京都地裁に提訴していましたが、同地裁は、会社側に約1,140万円の支払いを命じる判決を下しました(10月31日)。

判決理由で裁判官は、裁量労働制が適用されるSEであったが、ほとんど裁量が認められないプログラミングや営業活動等に従事していたと判断して、「裁量労働制の要件を満たしているとは認められない」としました。

なお、この男性は2002年にこのコンピューター会社に就職し、2009年3月に退職しましたが、退職前の5カ月間は、月に約80～140時間の残業をしていたそうです。

◆双方代理人弁護士のコメント

男性側の代理人弁護士は「裁量労働制を採用していたのに適用せず、残業が認められたのは珍しいケース」とし、会社側の代理人弁護士は「システムエンジニアの職務の実態を裁判所が理解していない。主張が受け入れられず残念」としています。

◆割増賃金の不払い状況

厚生労働省から、全国の労働基準監督署が

取りまとめた割増賃金の不払いに関する状況が発表されました。

平成22年4月から平成23年3月までの1年間の間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正指導を行った事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案をまとめたものです。

◆1社で3億円超の支払いも

この取りまとめによれば、是正企業数は1,386企業(前年度比165企業増)、支払われた割増賃金合計額は123億2,358万円(同7億2,060万円増)、対象労働者数は11万5,231人(同3,342人増)と、いずれも増加しています。

なお、支払われた割増賃金の平均額は1企業当たり889万円(労働者1人当たり11万円)で、1企業での支払額については、上位から、3億9,409万円(旅館業)、3億8,546万円(卸売業)、3億5,700万円(電気通信工事業)となっています。

「過労死」をめぐる労災認定事例・裁判例

◆過労死の理学療法士について労災認定

昨年10月に急性心不全で亡くなった私立病院勤務の理学療法士の男性(当時23歳)について、横浜西労働基準監督署が過労死の労災認定の決定を行いました(10月4日付)。

遺族側代理人の弁護士によれば、この男性

は 2010 年4月から病院で働き始め、患者の治療計画作成・治療・リハビリなどの業務を担当していましたが、担当患者が増えたことに加えて、研究発表の準備等も行っていったことから、同年9月以降は非常に多忙となっていました。

男性は、早朝・深夜の時間帯に自宅等で研究発表のための準備を行っていましたが、病院側は「勤務ではなく自己研鑽」であるとして、その時間分の残業代は支払っていませんでした。

労基署では、研究発表の準備を労働時間として算定はしませんでした。これらの時間が男性の重い負担になったと判断し、労災認定を行いました。

◆過労死で労災認定を受けた従業員の企業名公表

大阪地裁は、過労死などにより従業員が労災認定を受けた企業の名称を公開しないとされた大阪労働局の決定の適否が争われた行政訴訟において、労働局の決定を取り消す判決を下しました(11月10日)。

同地裁は、「企業名を公開したとしても、社員のプライバシーや企業の信用を失うおそれはなく、不開示は違法である」と判断したものです。

原告側代理人の弁護団によれば、企業名の情報開示を認めた判決は初めてであり、「企業側が社会的監視にさらされることにより、過労死をなくす努力をより強く求められることになる。健康管理態勢の改善につながる画期的な判決である」として、高く評価しているようです。

敗訴した労働局側では、「労災を発生させたことを広く知られるのを恐れた企業側が、就労実態調査に協力的でなくなる」としていましたが、その主張は退けられました。

「受動喫煙防止対策助成金」の創設

◆喫煙室の設置等に対する助成金

今年10月1日から、旅館や飲食店等の中小企業事業主が実施する受動喫煙対策の取組み(喫煙室の設置等)に対しての助成金が創設されています。

この助成金は、一般の事業場と同様に、旅館や飲食店等においても換気等の措置だけでなく受動喫煙防止対策としてより効果的と考えられる喫煙室の設置による空間分煙の促進を図るため創設されたものです。

◆支給対象となる事業主は？

以下のすべての要件を満たす事業主が対象となります。

- (1)労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2)旅館、料理店または飲食店を営む以下の中小企業事業主であること。
 - ・旅館業:常時雇用する労働者100人以下または資本金の規模が5,000万円以下
 - ・料理店または飲食店:常時雇用する労働者が50人以下または資本金の規模が5,000万円以下
- (3)(4)に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ていること。
- (4)室内またはこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスの提供をする場合、(3)の計画に基づき、一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じたこと。
- (5)(4)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備していること。

◆助成内容は？

助成額は、工事、設備費、備品費および機械設置費等、喫煙室の設置等に係る費用の4分の1(上限200万円)で、支給単位は事業場単位、1事業場当たり1回のみです。

助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、これを事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

受動喫煙による健康への悪影響から非喫煙者を守るルールは、今後より一層強化されることが予想されます。対象となる企業では、この機会に助成金を活用し、分煙体制の整備を検討して

みてはいかがでしょうか。

- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

編集後記(飯田)

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>[郵便局または銀行]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出[給与の支払者]

新年、明けましておめでとうございます！！

大人になるにつれ(すでにいい大人ですが…)、時の流れが早過ぎて戸惑ってしまいます。

日々の流れを1年単位で振り替えると早いものですね。

昨年は日本全体がいろいろと大変でしたが、今年こそは良い年にしたいと考えています。

さて、日本の景気はまだまだ曇りがちですが、様々な苦難を乗り越えてきた、いわゆる「長寿企業」は日本全国に約2万5000社に及びます(帝国データバンク統計 2011.8)。2012年の今年はさらに1854社が創業100周年を迎え、長寿企業の仲間入りを果たす予定です。今年創業100周年ということは、明治末期に創業したことになります。これからも順風満帆とはいかないにせよ、長寿企業の仲間入りを目指していきたいものですね。

今年は長寿企業を目指しながら、皆様にとってあっとおどろくような成長を遂げる1年間であることを願いつつ。。